

給付内容の例(案)

	案の概要	給付項目	給付内容
例1	<p>献血は義務付けまではされてないことを踏まえ、<u>医薬品副作用救済制度と同様の救済内容</u>。</p> <p>ただし、医療費、医療手当は入院相当だけではなく、<u>通院分についても給付対象とする</u>。</p>	医療費	実費相当(通院分も含む)
		医療手当	入院3日以上35900円、3日未満33900円(月額)
			通院8日以上35900円、8日未満33900円(月額)
		障害年金	1級 年273万円、2級 218万円 ※1
		遺族年金	年239万円を3年～10年間(障害年金の支給期間により減額)
		遺族一時金	716万円
		葬祭料	19万円
例2	<p>同上</p> <p>ただし、献血による健康被害は短期に治癒するものが多いことを勘案して、<u>医療手当の給付額の設定を細かくする</u>。</p>	医療費	実費相当(通院分も含む)
		医療手当	入院1日当たり12000円、3日以上35900円(月額)
			通院1日当たり4500円、8日以上は35900円(月額)
		障害年金	1級 年273万円、2級 218万円 ※1
		遺族年金	年239万円を3年～10年間(障害年金の支給期間により減額)
		遺族一時金	716万円
		葬祭料	19万円
例3	<p>日本赤十字社の献血者事故見舞金贈呈内規と同等の給付内容</p>	傷病見舞金(医療費、医療手当相当)	療養期間に応じ、2万円以内(10日以内)～92万円以内(11ヶ月以上1年以内)
		障害見舞金(障害年金相当)	障害等級1級から14級に応じて32～850万円 ※2
		遺族見舞金(遺族年金、遺族一時金、葬祭料相当)	最高670万円以内
例4	<p>骨髄バンク団体傷害保険と同等の給付内容</p>	通・入院給付(医療費、医療手当相当)	通院1日ごと、5000円(180日以内の90日を限度)
			入院1日ごと、10000円(180日を限度)
		後遺障害給付(障害年金相当)	症状が固定した段階、あるいは180日を経過した時点での症状をもとに、障害が残存していれば、その程度に応じて死亡一時金の範囲内で給付。
		死亡給付(遺族年金、遺族一時金、葬祭料相当)	被害者が180日以内に死亡した場合、1億円

※1 1級・・・他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの。上肢の障害であれば、「両上肢の機能に著しい障害を有するもの」が相当する。
 2級・・・必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもの。上肢の障害であれば、「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」が相当する。

※2 日赤の見舞金贈呈内規では、1級は医薬品副作用被害救済制度の1級とほぼ同等。上肢の障害であれば、「両上肢が用をなさなくなったもの」等が相当する。一方、14級に相当するのは「片手の小指が用をなさなくなったもの」等。